

## 平成25年度浄化槽設置事業補助金について

### 1. 申請時の注意事項

#### (1) 新築は補助対象外

新築とは、建築確認申請を必要とする新築、増築、改築等とします。都市計画区域である新城地区と準都市計画区域である長篠地区及び富栄地区の一部については、建築確認申請が必要となりますが、この地区以外でも新築の定義を準用します。

#### (2) 受付期間

- ・ 交付申請は、浄化槽を設置する1ヶ月から10日前までとします。
- ・ 事業期間は、交付申請から3ヶ月以内とします。ただし、年度末にあつては、3月31日までに事業を完了させて下さい。実績報告書の提出をもって事業完了とします。  
※現場の状況によって事業期間が3ヶ月を超える見込みの場合は、交付申請時に理由書（自由様式）を添付し、担当者に相談して下さい。

#### (3) 住民票

住所確認は納税証明書で確認できますので、住民票の添付は必要ありません。ただし、納税証明書にはフリガナがないので、フリガナの記入誤りには注意して下さい。

#### (4) 納税証明書

申請者の当年度と前年度の納税証明書（市県民税、固定資産税、国保税、軽自動車税）を添付して下さい。なお、土地・建物所有者以外が申請する場合、その土地・建物に係る固定資産税の納税証明書は必要ありません。

#### (5) 当該年度の初回のみ提出すればよい書類

- ①全国浄化槽推進市町村協議会が証する登録証
- ②型式適合認定書別添仕様書及び図面
- ③フロアの仕様書
- ④浄化槽工事業の登録の写し又は特例浄化槽工事業者届出書の写し
- ⑤浄化槽設備士免状の写し及び公布日が昭和62年以前の者は講習会修了証書の写し

ただし、年度途中において①～④の記載内容に変更が生じた場合は、その都度提出して下さい。

#### (6) 借地・借家

住宅等（土地・建物）を借りている者は、賃貸人の承諾を得て下さい。

#### (7) 建売・アパート

販売又は賃貸借の目的で建築された住宅は補助対象外としますが、専用住宅として建築されたものであれば、現況が借家でも補助対象とします。

#### (8) 別荘等

別荘等は、主に居住を目的とした住宅でないので、補助対象外とします。

#### (9) 既に補助金が交付されている者

平成2年度から新城地区、昭和63年度から鳳来・作手地区で申請者に対し補助金を交付

しています。過去に補助金の交付を受けた者は補助対象外とします。

(10) 公共事業等による補償

市内の公共事業だけでなく、例えば設楽ダム移転なども補助対象外となります。

(11) 未接続の排水施設

敷地内の汚水は全て浄化槽に接続して下さい。接続しない排水施設等はそれを撤去するか使用できないようにして下さい。

(12) 人槽規模

JIS-A3302 で定める人槽を超える浄化槽を設置しようとする場合は、その根拠を記載した理由書（自由様式）を添付して下さい。なお、補助金の限度額は JIS-A3302 の算定基準から算定された基準によります。

(13) 立会い

①立会いを希望する3日前までには連絡して下さい。

②設置時に敷地内の全ての排水施設を確認したいので施主と浄化槽設備士の立会いを、完了検査時も施主と浄化槽設備士の立会いをお願いします。

(14) 低炭素社会対応型浄化槽

平成21年度より省エネタイプとして協議会登録浄化槽のものを補助対象としていますが、使用するブローによっては基準を超えてしまう場合がありますので注意して下さい。

(15) 補助対象区域

公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業区域は補助対象外となりますので、必ず確認して下さい。電話での確認でなく、メール、ファックス又は来庁して確認して下さい。

なお7年以内に公共下水道の事業着手が見込まれる次の地域は補助対象外となります。

・大野田西、稲木、豊島、富永

(16) 変更手続き

交付決定された案件について、止むを得ない事情により予定工期に完了できない等の事態が予測された場合は、速やかに担当者に連絡し変更手続きを行って下さい。手続きを怠ると交付決定を取り消しさせていただくこととなりますのでご注意ください。

(17) 共有名義

建物が共有名義となっている場合、申請者は一人でも構いません。

(18) 使用印

提出書類は全て同一印をお願いします。

(19) 委任状

申請書等は申請者に代わって浄化槽工事業者が提出することがほとんどであると思いますが、その際は申請者からの委任状を添付して下さい。申請時において受任者である浄化槽設備士は、現場状況が説明できるようにしておいて下さい。

### 3. 施工時の注意事項

(1) 工事

①補助金交付決定前には工事の着工をしないでください。

②工事の安全管理は十分行うと共に、悪天候時の無理な施工は避けてください。

③設置工事については、浄化槽設備士が必ず現場で施工若しくは指示をして下さい。

(2) 浄化槽工事の必須写真

合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について（平成元年2月8日衛浄第8号厚生省浄化槽対策室長通知）の別表1により撮影して下さい。

(3) 排水管工事

浄化槽と下水道では排水管基準が相違していますが、公共下水道計画区域は将来下水道に接続する際既設管を使用することを考慮し、施工して下さい。

#### 4. その他

(1) 申請書類様式

新城市のホームページからダウンロードできます。

ホーム>くらし>下水道>合併処理浄化槽>合併処理浄化槽設置補助制度

(2) 補助金交付決定通知

補助金交付決定通知書は申請者に郵送します。浄化槽工事業者にはメールでその旨を通知します。